

●問い合わせ		
ごみの収集	収集事業課	☎22-2155
粗大ごみ受付	〃 予約受付	☎22-2166
ごみの焼却・処分・ パイプライン 持ち込み・リサイクル	環境施設課	☎32-5391
環境衛生		
環境保全	〃	☎38-2051



芦屋川清掃

マナーを守って住みよいまちに

「ごみが荒らされないようにするためには、ごみ出しルールを守り、ごみの排出を減らすこととごみの出し方を工夫する等の協力をお願いします。」



ラス等は、私たちが日々排出するごみを餌としており、自然界の餌に比べて五倍の量に相当し、カラス等にとっては、市街地はまさに手軽に餌を入手できる場所となっています。前夜や早朝にごみを出されますと収集までに長時間かかり、ごみが荒らされる原因になります。



業平橋付近

「カラスがごみを食い散らしている」「ごみを前夜、早朝から出す人がいる」「ごみを出すときの音がうるさい」等の問い合わせが寄せられています。市街地に暮らすカ

ごみステーションのごみ出しについて

問い合わせ 収集事業課 ☎22-2155

◆ごみ出しルールを守りましょう◆

ごみ出しは、決められた日、決められた場所、決められた時間に出しましょう。(日時などは、ご家庭に配布しています「芦屋市家庭ごみハンドブック」や「ごみ収集カレンダー」をご参照ください。)

◆生ごみを出すときの注意◆

生ごみを出すときは水をよく切り、広告紙等で包み、ごみ袋の真ん中に入れ、カラスから見えないようにしましょう。また、食材の購入や料理方法を工夫し、ごみの減量化をはかりましょう。

【防鳥ネットの良い使用例】



ごみ全体をネットで覆っている。ネットの周囲に重りを置くと効果的です。

【防鳥ネットの悪い使用例】



ネットが小さく、ごみ全体を覆いていない。(ネットの効果はありません。ごみ量にあったネットを使用しましょう。)



ごみの一部がカラスに荒らされた状態です。(ごみ全体をネットで覆いましょう。)

◆防鳥ネットの使用法◆
防鳥ネットを使用するときはネットの目が細かいものを使用し、ごみはネットの上やネットからはみ出さないようにごみ全体をネットで覆うようにしましょう。ネットの周囲に重りを置くことより効果的です。(隙間やごみの一部が出ていると、そこから、ごみが荒らされます。)

市民マナー条例について

問い合わせ 環境課 ☎38-2050

市民の皆さんの清潔で安全・快適な生活環境を守るため、市では「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」(通称「市民マナー条例」)を施行し、美しく住みやすいまちづくりに向けて取り組んでいます。

次の行為は、市民マナー条例でも特に迷惑な行為と定めていますのでやめましょう。

《市内全域の公共の場所等では》

- 歩行中や自転車に乗車中の喫煙
歩行中や自転車乗車中の喫煙は、周囲にいるたばこを吸わない人にとって、大変な迷惑となります。また、手に持って歩くたばこの火は、ちょうど小さな子どもの顔の近くの高さになりとても危険ですので、絶対にやめましょう。
- たばこの吸殻や空き缶などの投げ捨て
何気なく投げ捨てた、たばこの吸殻や空き缶などのごみは、勝手に消えることはありません。周辺のかたがたに迷惑となりますので、ごみは必ず決められた場所へ捨てましょう。
- 飼い犬の放し飼いやふんの放置
- 夜間(午後9時から翌朝6時まで)の花火
- 落書き(他人が所有する建築物等への落書きも含みます。)

《特定の場所では》

- 市内鉄道4駅(阪神芦屋駅・阪神打出駅・JR芦屋駅・阪急芦屋川駅)周辺の喫煙禁止区域での喫煙違反者には、過料2,000円を科します。(ただし、喫煙指定場所の喫煙は除きます。)
- 花火禁止区域(潮芦屋ビーチ周辺)での花火
- 芦屋キャナルパーク水路において午後6時から翌朝8時までのプレジャーボート等の航行
- 芦屋川流域と芦屋キャナルパーク南北護岸でのバーベキュー等
「バーベキュー等」とは、火気を使って食品を調理する行為すべてを指します。コンロだけでなく、発熱する機器(ホットプレートなどの電熱調理器具・電磁調理器等)を使っての調理もおやめください。また、お弁当などを飲食された後のごみは必ずお持ち帰りください。

今後も引き続き、マナーを守り、清潔・安全・快適なまち芦屋の実現に、ご協力をお願いします。

再生資源の持ち去り行為を確認したら情報をお寄せください

市民の皆さんがルールを守って分別し、ごみステーション等に排出された再生資源を、無断で持ち去る行為を禁止する条例を平成24年7月に施行しました。

持ち去り行為を防止するため、市職員等が市内パトロールを実施し、持ち去り行為を確認した場合は、当該者に対し啓発指導や警告書、禁止命令書を交付し、持ち去り防止に努めています。

市民の皆さんが、持ち去り行為者を確認した時は、持ち去り行為があった日時や場所・車両等のナンバーや特徴等の情報をお寄せください。

問い合わせ 環境施設課 ☎32-5391